

消費税引き上げに伴う

診療報酬・介護報酬改定のお知らせ



介護保険



訪問看護(看護師)	改定前	改定後
・20分未満	311単位	→ 312単位
・30分未満	467単位	→ 469単位
・30分以上1時間未満	816単位	→ 819単位
・1時間以上1時間半未満	1,118単位	→ 1,122単位

訪問看護(理学療法士・作業療法士等)	改定前	改定後
・20分あたり	296単位	→ 297単位
・40分を超えた場合(20分あたり)	267単位	→ 268単位

訪問介護



身体中心である場合		
・所要時間20分未満	165単位	→ 166
・" 20分以上30分未満	248単位	→ 249
・" 30分以上1時間未満	394単位	→ 395
・" 1時間以上	575単位に所要時間(時間増)毎に83単位を加算した単位数	→ 577単位に

生活援助が中心である場合		
・所要時間20分以上45分未満	181単位	→ 182単位
・" 45分以上	223単位	→ 224単位

*負担額は「上記単位数 × 地域区分による加算 × 負担割合」です。
↳ 森本市10.42

医療保険



訪問看護管理療養費		
・月の初日の訪問	7,400円	→ 7,440円
・月の2日以降の訪問	2,980円	→ 3,000円

保険適用外(自費)サービス



消費税 8% → 10% へ変更
料金につきましては内税となり、契約書の変更はございません。

令和元年10月より上記の通りご利用料金が変更となります。

ご了承くださいませ。宜しくお願い致します。

合同会社エベル 伊藤

